

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第6条に規定する評議員の選任について必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

第2条 評議員の選出区分は次の表のとおりとし、定数の範囲内（17名以上20名以内）を選出する。

| 選出区分        | 定数     |
|-------------|--------|
| 自治会役員代表     | 3～5名   |
| 老人クラブ連合会    | 1名     |
| 母子団体        | 1名     |
| 知的障害者家族会    | 1名     |
| 戦没者遺族団体     | 1名     |
| 更生保護団体      | 1名     |
| ボランティア連絡協議会 | 1名     |
| 民生委員児童委員協議会 | 1名     |
| 社会福祉事業経営者   | 1名     |
| 行政職員        | 1名     |
| 保健・医療関係者    | 1名     |
| 学識経験者       | 4～5名   |
| 定数合計        | 17～20名 |

(選定方法)

第3条 理事会は、前条の規定に基づき、本会の評議員候補者を選定し、評議員選任・解任委員会に候補者の推薦に係る提案を行う。

(選任方法)

第4条 評議員選任・解任委員会は、理事会からの本会の評議員候補者として推薦された者について、選任の決議を行う。

(資格)

第5条 評議員と役員は、兼ねることができない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行し、本会定款附則による新評議員の選任から適用する。

(本会評議員選任規程の廃止)

2 社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会評議員選任規程（平成26年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規定は、令和3年6月18日から施行する。